

20 議委 第 46 号
平成20年 9月 8日

南会津町議会議長 渡部 康吉 様

産業建設委員長 星 和男

産業建設委員会視察研修報告書

記

- 1 日 程 平成20年7月2日～4日 (2泊3日)
- 2 場 所 秋田県鹿角郡小坂町及び秋田県仙北郡美郷町
- 3 目 的 小坂町 バイオマスタウン構想として遊休農地への菜の花の
作付より BDF の生産使用までの循環システムの構築
美郷町 集落営農に関わる組織の構築及び支援策
- 4 参加者 委 員 星 和男、大竹幸一、星登志一、阿久津梅夫
渡部忠雄、大宅宗吉、渡部康吉
事務局 馬場秀成
- 5 交 通 役場ワゴン車

6 視察研修内容

(1) 秋田県小坂町、バイオマス構想について

- ・場 所、秋田県鹿角郡小坂町役場及び小坂町搾油工場
- ・説明者 小坂町役場農林課 近藤参事、杉原職員

小坂町は、幕末から銅鉱山の地として栄え、近年は輸入鉱の精錬が中心であったが、家電等のリサイクル事業に力を入れ、平成19年に120億を投資して新型炉が完成し、都市鉱山として海外からも携帯電話機を集め金属回収事業が本格稼働し、町も町民総参加の資源循環型社会を目指し、これまで行ってきた、生ゴミの収集と堆肥化、廃食油回収と BDF 利用等バイオマスタウン構想の環を作成し、実施している。

また、小坂町は鉱山の歴史を語る康楽館、自然観光地十和田湖、秋田自動車道小坂 IC 等、歴史や観光そして交通に恵まれた町です。

「菜の花による資源循環システム」

・事業目的

- イ、遊休農地等の有効活用
菜の花栽培により景観と種子の採集をする
- ロ、農家の所得向上とやる気の創出
種子の買い上げを図り搾油を行い菜種油として販売
- ハ、農地・環境の保全
収益作物により遊休農地のが減少した
- 二、リサイクル事業
廃食油の回収により BDF の生産、農作業機械に使用
菜種の搾りかすは肥料として畑に還元

・事業内容

- イ、菜種の作付面積
19 年度 30ha を達成、20 年度は 40ha
- ロ、搾油施設
体験農園管理棟を使用目的変更を県と交渉して改修する。(621 万円)
- ハ、搾油機器設置工事
搾油能力 1 日約 200Kg 精製油約 65L
バイオマス利活用交付金事業。(事業費約 1525 万円、交付金 725 万円)
- 二、バイオマスディーゼル燃料(BDF)
機具類は職員の考案手造で、車庫の片すみを区切って利用。(総額 100 万円以下)
危険物取扱責任者は小坂町町長 川口 博 になっている。
冬でも使用可能な低温型のものを作ろうと考えている。

・菜種生産補助金関係

- イ、生産調整分・・・・・・・・・・一律 5,000 円/10a
- ロ、景観作物交付金・・・・・・・・・・15,000 円/10a
- ハ、菜種を出荷した場合・・・・・・・・・・20,000 円/10a
- 二、団地加算・・・・・・・・・・6,000 円/kg
- ホ、販売代金・・・・・・・・・・100 円/kg
計算・・・・・・・・10a 当たり 48,000+販売収量(160kg/10a)=約 64,000 円

・所見

小坂町の循環型構想は、資源を大切に無駄をなくすことにあると思う、「土に還る物は土に還し、土に還らない物は再資源化する」この理念があつてこそ菜の花栽培や都市鉱山、無菌養豚(桃豚 11 万 5 千頭出荷)施設から出る排泄物と収集した生ゴミと

合わせて堆肥化が図られるなど、町の発展がみられる。

我が南会津町においても、この循環型構想にたって物事を考えたなら産業の結びつき、事業の結びつきが生まれ、町の活性化が図れる事と思います。

(2) 秋田県美郷町 集落営農について

イ、場 所、秋田県仙北郡美郷町役場仙南庁舎

ロ、町の概要

- ・平成 16 年 11 月千畑町、六郷町、仙南村の 2 町 1 村の合併により誕生
- ・面積、東西に 14km、南北に 20km、約 168km 、
宅地 3.4%、 農用地 41.8%、 山林 43.2%
- ・人口 H20 年 5 月現在 22,927 人

秋田県の南部にあり、仙北平野の南東部に位置し豊かな土壌に恵まれ、県内有数の穀倉地帯である。

・農業の現状

農業従事者 36%の 8,293 人、 2,776 世帯、平均耕作面積 2.12ha

主な作物 水田面積 4,138ha を有する稲作中心で大豆、小麦、そば等

ハ、集落営農について

稲作中心の農業において 10 年後の担い手年齢や機械の更新等を考えた場合、国の方針でもある集落化が県知事自らの陣頭指揮によりすすめられる。

仙北地域担い手連絡調整会議を立ち上げ、集落営農の組織化や認定農業者の確保に知事自らが「あぜ道ミーティング」等に主席し、膝を交えて話し合いがおこなわれた。

・事業内容

農業生産法人 11 法人 (構成員 99 名、面積 128ha、平均 11.6ha)

集落営農組織 59 組織 (構成員 1,074 名、面積 2,096ha、平均 35.3ha)

・助成措置

集落ビジョン対策事業(町単独) 組織化への助成一集落 5,000 円+戸数割 900 円

特定農業団体育成事業(町単独) 組織として所得安定対策へ加入一組織 10 万円

担い手利用集積加算助成(産地づくり交付金)

認定農業者、集落営農組織へ水田を集積した場合 1,000/10a

担い手利用集積助成認定(産地づくり交付金)

農業者が農業委員会を通じて 3 年以上の利用権を設定した場合 5,000 円/10a

・組織化への動き

県(担い手育成版)、町(農政課担い手対策班)、農協(地域担い手育成総合支援協議会)が方針を明確にして取り組む。

集落座談会や説明会を徹底的に行う。

2 年間に 284 回、参加者 4,632 人、認定農家及び販売農家は 100%参加

- ・ 集落営農組織の要件

地域の農用地の 2/3 以上を集積(農作業受託を含む)する。

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用管理に関する事項等を定めた組織の規約を定める)

(組合長は議員あるいは JA 役員、事務局は町職員あるいは JA 職員)

経理の一元化をする。

主な従事者の所得目標を定める。(一人 360 万円)

農業生産法人化計画を作成。

以上の事から 個人農家の機械への投資が少なくなったあるいは無くなった
一集落一作物の戦略的農業の推進ができた

- ・ 所見

集落営農は美里町のように県や町そして農協が一体となり本気になって取り組みをしなければ、一集落だけの取り組みでは無理である。

我が南会津町では、農業従事者の高齢化が進み後継者不足が問題であり、また農業資材や燃料の高騰により経営が圧迫され農業離れが進み遊休農地がますます多くなることが懸念されます。

遊休農地の活用と若者の農業定職を考えた政策をとるべきと思う。